



# 認知症の兆候がある独居老人についての 遠隔地の一人息子からの相談に対する コンサルティング

株式会社永智 代表取締役 久保 公人

## 1 依頼の趣旨・動機

依頼者は、一人暮らしの高齢（78歳）の父親から遠く離れて暮らしている一人息子。

父親は、若干の年金とアパートの家賃収入で生計を立てているが、最近、借家人との間にトラブルがあり、明らかに父に非があって、認知症の兆候と思われる。

遠方に離れているため、どうしても父の面倒を看ることができない。今後の事態を考慮して、生活、詐欺防止、自宅・アパートの取扱いなど、全般にわたっての対応策を講じておきたい、とのコンサルの依頼。

## 2 依頼内容

父の身の回りのウォッチ、預貯金等の管理・保全。

自宅の修理、増改築、資金借入れ、売却など必要な処置。

アパートの入出金、修繕、売却など必要な処置。

養護施設等の相談・調査など必要な対応。

## 3 問題点・課題

成年後見制度に基づいた厳格な手続きが必要となること。

後見人の代理権の範囲が、身上から不動産の管理・処分に至るまで広範であるため、人選が容易でないこと（現に、後見人からの不動産相談は多い）。

## 4 コンサル内容

認知症による判断能力の程度の判定を医師に依頼する。

家庭裁判所に後見開始の申し立てを行う（申立書、財産目録の作成は、司法書士に依頼する）。

後見人として2名を選任する（1名は司法書士とし財産管理を所管、もう1名は社会福祉士とし身上監護を所管）。

後見人ではないが、家賃集金、入退居管理、建物管理を行う不動産管理業者を選任する。

2名の後見人と不動産管理業者は三者連携・協調して財産を守り、本人の権利を擁護する。

## **5** 成果

予定どおり家庭裁判所から成年後見開始の審判が下りた。

3人の専門家の連携・協調システムとしたことにより、依頼者からは、大いに安心できると喜んでいただけた。

## **6** コメント

一般的に、後見人は親族など1名であることが多いが、本件の依頼者と父親にとって最良の方法は何か、を模索した結果、三者カンファレンス体制となった。依頼者も大変安堵しておられたから、ご期待に応えることができたと思う。

後見制度では、現段階でも、不動産の管理や処分、そしてそれと絡んで、養護施設の調査が重要なファクターとなっており、正に不動産コンサルタントの出番なのではないかと考えている。